

平成 31 年 4 月 1 日

とちぎ福祉プラザ利用者各位

2019年10月利用分から、以下の料金が適用されますので、お知らせいたします。
なお、今回の料金改正は条例改正に伴うものですので、ご理解ください。

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

ア 会議室等

分 施設区分	利用時間区	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
第1研修室		2,500円	3,350円	2,500円
第2研修室		3,130円	4,180円	3,130円
福祉研修室	A	3,130円	4,180円	3,130円
	B	2,500円	3,350円	2,500円
特別会議室		2,500円	3,350円	2,500円
201会議室		1,250円	1,670円	1,250円
301会議室		1,560円	2,080円	1,560円
401会議室		1,560円	2,080円	1,560円
402会議室		1,250円	1,670円	1,250円
403会議室		1,250円	1,670円	1,250円
多目的ホール		9,420円	12,500円	9,420円
和室		1,250円	1,670円	1,250円
調理実習室		1,560円	2,080円	1,560円

イ レクリエーション室

(ア) 専用利用の場合

分 施設区分	利用時間区	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
レクリエーション室		2,500円	3,350円	2,500円

(イ) 普通利用の場合

分 施設区分	利用時間区
レクリエーション室	午前9時から午後9時まで 1人1回(2時間)あたり100円

備考

- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は 2,001 円以上の入場料(名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。)を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。

ウ 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施設区分	単位	利用料金
オーバーヘッドプロジェクター	1の施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	200円
CCDカメラ一体型液晶データプロジェクター	1の施設の利用料金の表に掲げる施設、その他	式	2,200円
ピアノ	多目的ホール	台	3,450円
持込器具電源利用料	多目的ホール	500W	200円

備考

- 1 この表における利用料金の額は、アの施設の利用料金の表に定める利用時間区分ごとの額とする。
- 2 この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力 500W ごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力に 500W 未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 3 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は 2,001 円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。